

岩手大学特別聴講学生規則

平成16年4月1日 制定
平成20年6月18日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第77条第2項及び国立大学法人岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第48条第2項の規定に基づき、特別聴講学生に関して必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(出願手続)

第3条 特別聴講学生は、別に指定する関係書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第4条 特別聴講学生の検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料の額は、岩手大学における授業料その他の料金に関する規則に定める額とする。

3 授業料は、履修単位数に応じて、4月及び10月にそれぞれ納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者にあつては、授業料を徴収しない。

一 国立大学法人が設置する大学の学部及び大学院の学生

二 大学間単位互換協定及び大学間交流協定（部局間交流協定及びこれらに準ずるものを含む。）に基づき授業料不徴収とされた学部及び大学院の学生

(単位の授与)

第5条 特別聴講学生が履修した授業科目については、成績を審査し、合格した者に対して、所定の単位を与える。

(規定の準用)

第6条 特別聴講学生については、この規則に定めるもののほか、大学学則又は大学院学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行する。